

議案第155号

さいたま市難病患者見舞金支給条例を廃止する条例の制定について
さいたま市難病患者見舞金支給条例を廃止する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市難病患者見舞金支給条例を廃止する条例

さいたま市難病患者見舞金支給条例（平成13年さいたま市条例第169号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に指定疾患医療受給者証の交付の申請をした者に係るさいたま市難病患者見舞金の支給については、平成27年3月31日までに当該支給の申請をした場合には、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にさいたま市難病患者見舞金の申請をした国若しくは県が指定した特定疾患、先天性血液凝固因子欠乏症等又は国若しくは市が指定した小児慢性特定疾患と同程度の指定疾患を有すると市長が認める者に係る当該見舞金の支給については、なお従前の例による。